１．件名：高浜発電所１号炉及び２号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所変更
　　に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に関する事業者ヒアリング
２．日時：令和５年６月１２日（月）　１３時３０分～１５時００分
３．場所：原子力規制庁　９階Ａ会議室（※一部ＴＶ会議システムによる出席）
４．出席者（※・・Web 会議システムによる出席）
原子力規制庁
　原子力規制部審査グループ
　　実用炉審査部門
　　戸ヶ崎安全規制調整官、寺野管理官補佐、宮嶋安全審査官、黒住審査チーム員

関西電力株式会社
　原子力事業本部　原子力発電部門　燃料保全グループ　チーフマネジャー他１０名※

５．自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　発言者による確認はしていません。

６．その他
提出資料：
・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料【高浜発電所1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に伴う変更】

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ます。
0:00:02	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより、関西電力高浜発電所保安規定、減容バーナブルポイズンの保管場所変更についてのヒアリング、今回、第 3 回目ですね。
0:00:14	こちら始めさせていただきます。それでは資料に基づいて、関西電力さんの方から説明をお願いいたします。はい。関西電力の河瀬でございます。
0:00:23	6 月 1 日のヒアリングで受けましたコメントに対しまして、コメント管理表と、充足化した資料 2、資料をもとに、資料に基づきまして説明さしていただきます。
0:00:35	まず 1 枚もののコメント管理表。
0:00:38	読み上げます。その都度資料の方に移らさせていただきます。
0:00:43	まずコメント№.12 でございます。
0:00:46	こちらは、資料 2－1、保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理について、今回の人生で現在変更有無の方、
0:00:57	前回変更有無の方だけ記載していたのですけども、該当する条文についても、その旨がわかるように記載するよう、資料の方を充足させていただきました。
0:01:08	資料の方ページで言いますと、
0:01:11	資料 25 から資料 2－1 が始まるのですけども、具体的に反映した箇所は資料P32 ページ、50 ページ 32 ページからでございます。
0:01:25	こちらの方なんですけども、例えば変更の一番右の列なんですけども、今まで変更はあったものはありなしのものはバーとしていたんですけども、該当する
0:01:38	条文について、
0:01:41	なぜ該当するけども変更はないのかという旨を、その変更有無のところを括弧書きで記載させていただきました。
0:01:48	例を挙げますと、
0:01:51	必要な規則 92 条第 1 項第 9 号の管理区域のところなのですけども、保安規定 105 条の 2、管理区域の設定解除のところでございます。
0:02:02	運用BP同時に一時的な管理区域を設定しますが、当該条項の第 2 項の管理区域における、他の場所と区別するためのうち、及び第 5 項の管理区域の設定及び、
0:02:15	基準解除解除において実施すべき事項に基づき運用するため、変更ないというところで、
0:02:23	該当はするものの、変更がないということを、記載さしていただきました。

0:02:30	そういった設定変更有無のところに文章が書いてあるのが、そういう、そういった、
0:02:36	該当するものの変更ないところでございまして、
0:02:39	また前回のヒアリングから少し、記載を追記したところが 36 ページのところでございます。
0:02:48	36 ページのところ、100 条の、
0:02:51	100 条の 2 の変更。
0:02:53	有無 100 条の 2 固体廃棄物管理の変更有無のところなんですけども、
0:02:59	前回までの記載ですと、
0:03:01	実用炉規則 92 条第 1 項第 14 号関連に、
0:03:07	関連にて変更の水戸木曽のみの記載でしたが、括弧書きにて現用BPについては、工場または事業者が
0:03:16	自由事業者の外への廃棄に関する、運搬ではないため該当なしということで、こちらも、
0:03:22	該当する該当するものの変更ないことの、記載の充実化を図ってございます。
0:03:30	はい。コメント№.12 については以上でございます。
0:03:38	はい。1 件一葉で進めさして、
0:03:42	承知いたしました。
0:03:45	はい。続いてコメント№.13 でございます。
0:03:48	こちらは、過去のSGRの移動当時の保安規定では、移動の責任所管をどのように読んでいたのか、整理することということで、
0:03:56	その内容を充実化しております。反映したページはP－88 ページでございます。
0:04:10	はい。
0:04:11	こちらなんですけども前回からつけさしていただいている、過去の 1、過去の当社において設定しました一時的な管理区域を、
0:04:22	設定して移動した大型放射性固体廃棄物の事例でございます。
0:04:26	こちら、
0:04:28	高浜高浜発電所 2 号炉 1 号炉の蒸気発生器取りかえのところの移動時の保安規定根拠条文の列になるんですけども、今バーを引いてございます。
0:04:39	こちらに今注釈 2 ということで、注釈 2 を追加させていただきました。
0:04:44	こちらの記載なんですけども、平成 12 年の保安規定の改正を受けて、放射性固体廃棄物の管理に係る条文が、放射性固体廃棄物の処理、
0:04:54	貯蔵、保管及び保管及び移動に係る管理措置を明確にすることにより、放射性固体廃棄物による保全の広がりを防止し、公衆の安全を確保することを目的に直されており、

0:05:06	改正以前の条文では、明確に移動に関する記載はなく、社内標準により実施していたというところで、当時は、移動に関する記載はなく、社内標準でええよ。
0:05:19	異動を実施していたと、いうことを注釈 2 で、補足させていただきました。
0:05:28	はい。それでは、
0:05:29	次コメントNo.14 に移ります。
0:05:32	こちらも過去の実績、先ほどと同様、同様のものなんですけども、美浜 3 号機の炉内構造物取替CIRの時の実績を追記することと、
0:05:43	いうコメントを受けまして、先ほどのページもそうなんですけどもまずP82 ページの方に、その文章を追記させていただきました。
0:05:56	はい。計 82 ページ、2 段落、2 段落目のなお以降のところでございます。
0:06:04	こちらの文章で、当社において、過去に一時的な管理区域を設定して移動させた大型放射性固体廃棄物の事例については、参考 6 に示す通りということで、先ほどの 3 号炉ミトメマス。
0:06:16	さらに文章で、現用BPと同様に、運搬用容器の工事計画認可を受けたミヤマつ伝書 3 号炉、炉内構造物取替工事においても、
0:06:26	ミヤマ発電所原子炉施設保安規定 100 条の 2 第 7 項、
0:06:31	当時は保安規定 117 項及び、社内標準に従い実施しており、今回の現用BPの移動に関する放射線安全確保のための措置と同等であるというところを、
0:06:43	資料に充実化させていただきました。
0:06:49	そして参考 6 の方、P88 ページに飛んでいただきますと、
0:06:55	先ほどご説明した当社の事例一覧なんですけども、その一番下の営業の方に、美浜 3 号炉が、第 25 回定検において、
0:07:06	工事件名の内構造物取替工事、移動させたのは、炉内構造物。
0:07:11	運搬用容器運搬用容器の工認取得を実施して、
0:07:17	保安規定の項目条文は、当時の 100 条の第 7 項、
0:07:22	使用した社内標準は、ミヤマツジ放射線管理業務所則というところで、実績の方を表にも追加させていただきました。
0:07:33	はい、以上がコメントNo. 14 に対する回答でございます。
0:07:37	続きましてコメントNo.15 でございます。
0:07:43	こちらは 100 条の 2 第 6 項の右に記載している一時的な管理区域の責任箇所を明確に記載することと、
0:07:50	いう、いうところでございまして、
0:07:55	放射線管理課長、一時的な管理区域の設定の責任、所管が明確ではなかったので、そちらを明確化させていただきました。
0:08:06	はい。反映した資料は、通しページ 76 ページ、参考 2 でございます。

0:08:14	こちらの 2 ポツ目の記載で、3 行目からの、
0:08:20	ます。
0:08:23	計画段階において、放射線管理課長は、技術検討資料等に基づき、一時的な管理区域の設定解除に係る具体的な検討内容、括弧一時的な、
0:08:34	管理区域の境界の範囲か候補、立ち入り制限方法、監視人の配置、運搬に際しての容器の線量測定。
0:08:43	特別措置の考え方をまとめ、原子燃料課長の合意終えて、書証の承認を承認手続きを得るというところで、1 時管理区域の、
0:08:53	設定に関しては、放射線管理課長が、
0:08:58	放射線管理課長の責任を明確に、指揮資料を充実化。
0:09:03	さしていただきました。
0:09:05	また同様に、P88 ページ、参考 6 の、
0:09:11	ページをご覧ください。
0:09:13	失礼いたしましたP82 ページ、参考 3 でございます。
0:09:23	こちらの 84 ページの表、表 1 の 2 枚目の、100 条の 2 第 6 項のところの、
0:09:32	対比対比の記載につきまして、
0:09:35	右の右の記載をご覧ください。⑧放射線管理課長は、保安規定第 105 条の 2、
0:09:43	第 5 項に基づき、一時的な管理区域を設定するにあたり、以下の社内標準に基づき、一時的な管理区域の境界範囲、
0:09:52	区画方法立ち入り制限方法、監視人の配置、移動に際しての料金の線、線量率測定について計画し、実施する。
0:10:01	また、一時的な管理区域の設定にあたっては、非第 100 条の第 1 項、(1)に定める区域を設定して移動することから、以下の保安規定を充実する。
0:10:11	という記載に変更させていただきまして、
0:10:14	以下の社内標準というのは、高浜発電所、放射線管理業務施策、
0:10:20	そしてその具体的な内容を抜粋で記載しております。
0:10:24	またその以下の保安規定という部分につきましては、保安規定 100 条の 2、第 7 項で読むと、記載を充実化させていただきました。
0:10:35	また、前、1 ページ戻っていただいて、
0:10:39	43 ページからなんですけども、こちら前回のヒアリングから表を逸ししてございます。
0:10:47	前回、
0:10:48	前回の表ですと
0:10:51	第 100 条の 2 第 5 項 6 項の内容がどの社内標準によって行われるかというような、受け取りをされる記載になっておりまして、今回は、

0:11:03	100 条の 2、5 項 6 項、
0:11:07	後、
0:11:08	100 条の 2 ゴコウ 6 項と同等の措置をするために、どのような社内標準に基づき、
0:11:14	原子燃料課長や放射線管理課長が、牛栄養BPの移動に関する工事を行うのか、明確化させていただきました。
0:11:28	はい。コメント№.15 については、以上でございます。
0:11:32	最後にコメント№.16 でございます。
0:11:35	保安規定 107 条の特別、特別措置該当しないことを判断する責任、弊社及びその確認事項を明確にすること。
0:11:44	という、コメントでございます。
0:11:47	こちらにつきましては、市P86 ページ参考 5 の方、
0:11:51	の資料をご覧ください。
0:11:55	こちら前回からのヒアリングの変更点。
0:11:59	等変更点でございますが、まず特別な措置を実施しない理由というところで、香田氏させていただきました。
0:12:07	ANAとしては、原油OBP運搬用容器の表面線量率は 1 ミリシーベルトパーを超過しておりますが、構内運搬時の放射線業務従事者の配置及び、作業の管理、
0:12:21	放射性作業受放射線作業従事者が不用意に当該運搬用容器に近づくことがないことから、保安規定第 107 条、
0:12:30	のただし、放射線、放射線等の危険性が低い場合はこの限りでないに該当し、さらに区別する等の特別措置は不要であると考えて、
0:12:40	おりおります。
0:12:42	そして、放射線管理課長が一時的な、それらについて一時的な管理区域の設定に係る計画の中で明確にすると、
0:12:51	記載を充実化させていただきました。
0:12:55	2 ポツ目の、
0:12:57	記載につきましては前回から同様ですので、割愛させていただきます。
0:13:02	はい。以上で、コメントに対する回答としまして、説明させていただきました。
0:13:09	はい。ありがとうございました。規制庁の宮嶋です。何点か確認。
0:13:15	していただきますまず 1 点目、この
0:13:20	等保安規定審査基準要求事項に対する、保安規定の記載方針。
0:13:26	に沿った方がわかりやすいと思うのでこちらでちょっと、こちらをもとに説明、質問させていただきます。
0:13:32	まず、92 条第 1 項の第 9 号、
0:13:37	管理区域の、

0:13:39	話ですね、こちらの第 3 項のところの、
0:13:43	変更有無及びその考え方に、
0:13:48	説明している文書について、107 条の管理区域内の特別措置については、ただし書きの
0:13:58	内容を適用するため変更はないっていうところの、
0:14:03	このただし書きを適用していいと判断された理由。
0:14:08	は、この参考 5 で説明されてるってことですか。
0:14:13	関西電力西浦です。その通りでございます。
0:14:17	てなると、
0:14:20	ここを適合してるかどうかの判断をするにあたっては、
0:14:25	このまず大前提として 1mSvを超えてるときは、特別な措置をしなさいと。
0:14:33	今回は衛藤。
0:14:35	ただし、その恐れがないので大丈夫ですよ。
0:14:39	いうところで、そのそういう放射線等の危険性が低い場合はこの限りではないので、これで、
0:14:47	この場合はただし書きを適用して除外しますよという、
0:14:51	ところの、
0:14:53	判断する、
0:14:55	根拠、裏付けっていうところがちょっと、
0:14:58	どう読めばいいのかなと。
0:15:00	でも、
0:15:02	まだ放射線管理課長が次的な管理区域設置に係る計画っていうのはまだ、
0:15:07	経ってないですよね。
0:15:09	はい。
0:15:10	何をもとに、この計画を立てるかって、
0:15:16	重ねる 9 ニシウラです。
0:15:19	と高浜セト、カドイ課長、いかがでしょうか。
0:15:31	すいません。
0:15:33	高浜発電所のカドイでございます。
0:15:38	と社内標準長はですね各課室長が、
0:15:43	工事をするにあたって、一時的な管理の設定をするような場合、その容器については放管課長に検討を依頼すると。
0:15:54	いうふうに書かれており、そういうふうに規定しておりまして、それに基づいて、放管課長の方で、一連の管理区域を設定するための検討を行います。

0:16:06	そのプロセスをまとめたものとして、業務決定文書という形で、所長間で承認を得るというふうにしてございます。
0:16:16	はい。規制庁宮嶋ですありがとうございました。あとそれってあと一時的な管理区域の設定に係る所内の承認プロセスなのかなと思って。
0:16:27	今聞いた感じ、そうとらえたんですけれども、
0:16:31	その一時的な管理区域を設定するプロセスの中で、特別措置の有無っていうところも、
0:16:38	何かその要否を判断する、明確な基準があってそれに基づいて、今回はいらないのでただし書き適用しますという流れになるんでしょうか。
0:16:54	高浜発電所の角伊井です。
0:16:57	その具体的な値とその特別措置を適用するかどうかという、
0:17:07	その特別措置を適用するかどうかというよりはその外部性ん外部放射線に係る方線量当量率なりですね、汚染もそうですけれども、基準が決まっているのみです。で、
0:17:21	ただしその適用にあたってはその作業内容ですとか実際にどのぐらいのリスクがあるのかというのを評価した上で、
0:17:30	特別措置を教えるかどうかというのを決めております。例えばある部屋で作業をするにあたって、の中に、
0:17:40	ある一部の配管なところにだけ、ホットスポットのように線量高いところがあってですね、それが 1mSv表面で超えていたとしても、作業に伴ってそこに近づかなければ、その辺は全体を特別措置区域として設定するというようなことは、
0:17:55	しておりませんので、あくまでもその作業に伴ってどのぐらいリスクがあるかということを、判断した上で、
0:18:04	判断するということになります。
0:18:07	はい。規制庁宮嶋です。ありがとうございましたということは今回、この 107 条のこの特別措置はただし書きを適用しますよっていうこと。
0:18:19	ていう判断は、今回のバーナブルポイズンの運搬、
0:18:27	ごめんなさい少々お待ちください。
0:18:31	ミヤジマじゃお待たせしました。今回のバーナブルポイズンの運搬の工程にあたっては、
0:18:39	その作業の性質上明確に、この 1mSvのところには近づきませんよと。
0:18:46	いうところでこのただし書きを適用するっていう、
0:18:51	話なのかなと、事業者さんサイドからの見方としてはそうなのかなと思っています。実際に
0:18:58	ちょっと離れれば 1mSvは下回りますし、そんな運搬するその容器にペタッと張りつくっていうことは、作業上ないのかなということは、十分わかるんですけれども、
0:19:11	これを明確に

0:19:13	こういうことがあって、
0:19:15	こういう理由でただし書きを適用できますよ、なのでこの特別な措置は必要ありませんよっていうことを、
0:19:22	ちょっと、
0:19:23	どうにかして説明して欲しいなとは思っているんですが、いかがでしょうか。
0:19:37	高浜先生のカドイですけれども、
0:19:40	ちょっともし、
0:19:44	税金のイメージが掴めてないんですが、基本的にはその車両に住み続けますので、その車両の荷台の上に上がって、先ほどもおっしゃった通り、
0:19:57	容疑に張り付く。抱きつくようなことをしなければ、1mSvに対なることはないと。
0:20:05	いうふうに考えてますんで、今の作業の性質上、その運搬中に荷台に載るということは考えられませんので、その点から、暇。
0:20:17	不要であろうというふうに判断してるんですけれども、それ以外に何か、その何ていうんでしょう、ルールとしてその判断基準が明確でないというふうにおっしゃっているということでしょうか。
0:20:30	規制庁宮嶋ですありがとうございます。イメージとしては、私も一緒で当然運搬するトラックの荷台に張り付い上がったりべたっと張り付いたりってことは当然ないと考えています。
0:20:42	で、その計画を立てる段階で、このただし書きを、
0:20:48	まだその計画立ててない段階で、ただし書きの内容を適用しますよと、今の今の段階で宣言されてるってことは当然、今回のバーナブルポイズンの運搬工程においては、
0:21:01	そういうみだりに近づかない限りは、1mSvのところには行きませんようなので、特別措置は必要ありませんよという、
0:21:10	考えてることは十分理解している。
0:21:14	つもりなんですけれども、
0:21:17	このただし書きを適用して、この特別措置を、の適用を除外するっていうところにあたって、
0:21:28	どういう
0:21:30	何だろう。
0:21:32	例えば放射線管理所則で、みだりに近づかないと。
0:21:36	そういうところが規定されているのであればそれを出して欲しいなと思っています。
0:21:40	なぜかというと明らか、当然、作業の工程でしたりその性質をかんがみると、
0:21:48	1ミリ、

0:21:51	上回るところに長時間人がいるわけはないよなということはわかるんですが、それをちょっと明確に
0:21:59	客観的にこの資料の中でみたいなと思ってるっていう意思意図です。
0:22:12	高浜発電所のカドイでございます。今のところ下部規定においても、そこが明確に記載されていると、いうものはありませんので、
0:22:24	ちょっと今、そのままオンしするというのは難しい状況です。で、
0:22:30	ただます。もう、一応、
0:22:35	申し添えますと今評価値でもって、おそらく必要ないだろうというふうに判断はしてますけれども、まずす、正確には、きっとその
0:22:46	発送前に、線量を測ることになりますので、その段階で正式に決定するという形にはなろうかなというふうに思っております。
0:22:57	すいません、関西電力の福原です。カドイ課長ね、ここのただし、放射性等の危険性が低いはこの限りではないっていうここの判断。
0:23:10	放射線管理課長が行う。ただし具体的にはどういう場合は危険性が高くて、どんな場合からはもう危険性が低いよねっていう判断基準が、何か明確に定められているわけではないと。
0:23:25	いうのが今のお答えかなと思ったんですけどその理解でいいですか。
0:23:31	角次長の通りですがすいませんちょっと今所則を確認してます。
0:23:46	SGT
0:23:48	管理区域の区分は系の所そう下部規定の中にですね。
0:23:56	我々でいうとこの区分 3 及び区分Dというところがその特別措置の対象になるんですけれども、その区域の入口には標識を設けて、他の特別するほか最初等の措置を講じると。
0:24:12	特別措置についての条項がかかるとか、その中にちょっとただし書きとして、放射線等の危険性が低い場合、
0:24:21	括弧 3 及び区分での基準を超える場所が高所等にあり、人が容易に近づくことができない場合は除くという文章がございますので、
0:24:35	そういった文章はあります。
0:24:38	関西電力の福原です。であれば今のところを類推すると、今回のゲンヨウバーナブルポイズンの運搬においても、それと同じような判断で、
0:24:52	放射線等の危険性が低い場合と、見なせるっていうことが十分に今の段階でももう予見できるということかなと思ったんすけどそういうことですよね。
0:25:03	はいその通りです。はい。
0:25:08	規制庁のトガサキですけど。ですね
0:25:11	規則、審査基準、
0:25:14	を見ていただきたいんですけど。

0:25:17	我々は今ここの基準の適合性を確認する必要があると思いまして、思ってまして、ここで書いてあるのはその管理区域内において特別措置が必要な区域について、
0:25:29	講ずべき措置を定めて、
0:25:32	特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、
0:25:37	等の基準が定められていることという基準になっています。それに対するお答えとして変更の有無で、
0:25:46	まだ現用バーナブルポイズン丹治に一時的な管理区域を設定するが当該条文の第 1 項の特別措置が必要な区域について講ずべき措置。
0:25:58	及び、特別措置を講じする外部線量に関する線量当量率、
0:26:04	等、
0:26:06	の基準に基づき、運用するため変更内容では書いてある。
0:26:11	これこれの読むと、この線量の基準というのは今保安規定に、1mSvっていう基準が書いてありますので、これを超えるので、
0:26:20	この特別措置をちゃんと講ずるっていうふうにも読めます。
0:26:25	一方でこの括弧書きで、そのただし書きの内容の適用って書いてあるので、
0:26:31	このただし書きを適用するとも読めます。
0:26:34	ただそれがどちらかわからない状態なので、それをちゃんと
0:26:40	もう、特別措置を講じるっていうのはそれでいいんですけど、今のお話ですと、ソ測定してみないとわからないという話だったので、
0:26:50	それでは、明日その場合はだから両方ですね、両方の可能性があるとかですね。
0:26:56	だ、いずれにしてもこの 90、審査基準の適合性をちゃんと説明していただきたいということです。
0:27:15	関西電力藤原です。トガサキさんのご指摘、理解いたしますんで、今のとりあえず今の心としましては参考 5 でありました通り基本的にはただし書きを適用して実施するという形でちょっと持って帰っていたんですけどもちょっと、
0:27:31	その辺ですね実際測ってみないとわからないっていうんだったらちゃんと両方書かないといけないし、
0:27:38	もし、特別やるんやったら、このただし書きが抜けばいいしっていうところでちょっと基本的に
0:27:44	ただし書きを適用するという形の内容になりますのでその旨がちょっとわかるように、基準は定められているんだけれども、ただし書きを適用するというような、ちょっときちんとど、
0:27:56	何をす、見てるんかっていうのをちょっとわかるような記載に変更したいと思うんですけどそういう認識でよろしかったでしょうか。規制庁のトガサキですどちらでもいいと思うんですけど、もし、

0:28:07	特別措置を講じる場合は、保安規定にも書いてあるように 1 ミリを超える場合、場所を別の区画等を設ければ、その区画に入らないように、
0:28:20	下の管理をすればいいので、運搬中にそういうことができるかっていうのがあるんですけど、そういうやり方での対応もありますし、
0:28:28	逆にただし書き的をするんであれば、ここに保安規定に書いてあるように、危険。
0:28:40	外部放射線に係るす。すいません線量。
0:28:45	放射線等の危険性が低い場合っていうのにちゃんと当てはめ回るように管理するっていうことを、どこかで担保する必要がありますので、それをもう、
0:28:55	明確に今の段階で、具体的な措置等、下部規定どこで規定するのかっていうのを説明していただいてもうただし書きを適用するっていうですね。
0:29:06	そういう方法があると思うんですけど、その
0:29:10	今までのお話だと、そのどちらをとられようとしてるのかちょっと曖昧になってるので、そこははっきりしてもらわないと、この審査基準の適合性を、
0:29:22	確認できないと思いますので、
0:29:25	そこははっきりしてもらいたいというふうに思ってます。
0:29:35	ありがとうございます関西電力の福原です。この 107 条の特別措置に対して、このただし書きを適用するのかしないのかっていうことを、もう今の断面ではっきりさせてくださいという。
0:29:49	ふうに聞こえたんでそれでよろしいですか。それは測定してみてからいずれかの方法をとるという方法でもいいと思います。はい。
0:29:56	その場合はその両方の措置の具体性について説明していただく。だから、
0:30:03	特別措置を通る場合は運搬中にこういうような、1 ミリシーベルト以上のところは入らないような措置をとるっていうことを説明してもらう必要がありますし、
0:30:13	ただし書きを適用する場合はその運用で、こういう規定に基づいて、こういう管理をしていきますっていう、実際測定によって、どちらの方法を
0:30:23	とるかってのはその場その時期まずまずというやり方でもいいと思うんですよ。
0:30:30	関西電力の福原です。ありがとうございました。冨樫さん先ほどお話の途中は、そういう感じでお話されてたように私聞いていたんですけど最後にちょっとどちらか決めてくださいって話なったんでちょっと、各再確認の質問さしていただきました。
0:30:44	結論としましては、ここはだから、どちらの方法でもいいですよと、要はただし書きを適用する場合もあればしない場合もあるっていうところがあってよくて、

0:30:55	ただし書きを適用する場合には、どういうふうにそれを適用してどんな措置をもって、線量が低い状態を達成しようとしているのかということとセットできちんと説明してくださいよと。
0:31:09	いうことかなと今理解したんですけど、合ってますす。規制庁の長谷です。その部分はやってるんですけど、
0:31:17	適合しない場合ですね、ただし書きを適用しない場合っていうのは、普通の管理区域の中だったら、その 1 ミリを超えるようなところを、区画とかをして、
0:31:27	数そこに近づかないようにするというやり方があると思うんですけど、その運搬中に一時管理区域の設定の中で、
0:31:36	どういうふうに、そういう特別措置を設定するのかというイメージが全然つきませんので、
0:31:43	もしその特別措置を運搬中の 1 時管理区域の中で設定するんであれば、そこの説明は必要になるんじゃないかと思ってます。
0:31:55	今までどちらかというとそのただし書き適用して施行の段階ではただし書きを適用して運用でやりますって説明だったので、そちらの説明を具体的にしていただけるのかなと思ったんですけど。
0:32:07	今日の資料の参考 5 とかでもまだ決まってないので、今後放射線科、宇井課長が、
0:32:17	西出管理区域設定に係る計画の中で明確にするっていうふうになってるので、
0:32:22	だからそこら辺が、まだただし書きをどう適用するのかしないのかってするとしたらどういうふうにするのかとかですね、そういうのが決まってないんではないのかなというふうに、
0:32:33	見受けられましたので、
0:32:37	ちょっと本当にそのただし書き適用しない、湯特別措置を 1 時間、
0:32:47	運搬の一時管理区域の設定の中でやるって話は今まで聞いたことがなかったんで、
0:32:53	もしそれをやるんだったらさ、ちゃんと説明を。
0:32:56	していただきたいと思ってます。
0:32:59	関西電力の福原です。いずれにせよここ 107 条は条文をいじるところではないですよっていうところ、宇和にはなるんですけども、ただここの 107 条の上の三行で、
0:33:14	例えば標識を設けて区別するとか、区画正常な措置を講じるっていう措置があるんですけどもそこの、
0:33:22	今回のこの現用バーナブルポイズンの音波にあたっての具体的な方法論をここであわせて説明してください。この書きっぷりに沿うことをもちろん我々としてはやるんですけども、
0:33:35	それをどうやるんですかっていうところをしっかり、今駄目で聞かせて欲しいっていうことでしょうか。

0:33:44	麻生そうです。
0:33:51	ですねもう少しちょっと
0:33:54	もう少しここ長く、
0:33:56	ちょっと確認したいんですけど。
0:33:59	今日の資料の、
0:34:02	参考にですね参考 2 のところで、
0:34:07	この赤字加わっているまず、計画の段階で放射線管理課長が、
0:34:15	一時的な管理区域の設定解除に係る具体的な検討内容をまとめて、
0:34:21	原子燃料課長の合意終えて社長の承認手続きを得るって書いてあります。で、そこの下に、
0:34:29	また今度は実施段階において、今度放射線管理課長が、
0:34:34	運搬に際して容器の線量率測定についての
0:34:40	そういう手続きを行うというと、いうのがあります。
0:34:45	で、
0:34:46	ここの下の表を見ると、計画段階でもですね、
0:34:51	ここの、その補足説明のところで、
0:34:54	容器に際してよ。
0:34:56	運搬に際して容器の線量率測定について計画するって書いてあるんですけど。
0:35:02	これがですね具体的な
0:35:06	ナカオンダ計画計画ですね、今度実施段階になると、予様式を用いて手続きるするって書いていて、様式は図 5 ですね。
0:35:17	図 5 におついてるんですけど、
0:35:22	ここのよう図 5 の様式を見ると、これは、
0:35:28	の真ん中の方に測定結果ってあって外部線量に係る線量当量率って書いてあるんですけど、これは多分おそらく、一時管理区域の設定の境界の、
0:35:40	線量だと思うんですよ。
0:35:42	で、先ほどの参考 2 のその表に書いてあった、その容器の表面と、1、1 メートルのところでの線量。
0:35:51	の測定と。
0:35:53	がちゃんとこの計画に書かれるのかとかですね、それを踏まえて、その先ほどの特別措置をどうするのかとかですね。
0:36:04	そういう話が、この資料では具体的には書いてないんですねそれで、ちょっと心配だったのがその参考 5 にちゃんと書かれるのかなと思ったら、
0:36:15	それは先ほどの、
0:36:17	1 ポツの赤字のところで、

0:36:20	放射線管理課長が一時的な管理区域設定に係る計画の中で、計画というのは先ほどの計画段階と実施段階だったんですけど、
0:36:30	計画の中で明確にするって書いてあったんですけどその計画の中で明確にするんだったら、じゃ何の、そういう、何ですか、下部規定とか作業計画に基づいて、それを明確にするのか。
0:36:43	実施の段階だったらさっきの、
0:36:46	3、図 5 ですね、図 5 のところで明確にする。
0:36:50	んなのかもしんないんですけど、それがだからまだ計画と実施の段階でどういうことを、
0:36:56	どういうその計画書に盛り込もうとしてるのかが、
0:37:02	まだまだ決まっていませんというふうに見えるんでしょ。
0:37:06	だからちょっとそこら辺が、そういう、
0:37:10	1 時管理区域の設定の境界の線量については大体もう決まってると思うんですけど、
0:37:16	9、
0:37:17	表面等一味 1 ミリで 1 ミリはもう 100 枚で満たすってのはもう施工に約束してもらってますんで、
0:37:25	1 メートルですね、表面はもう見る。
0:37:30	は、だから、市村超えてしまうわけですよね。
0:37:33	すいません逆ですね表面はだから、いい意味では言えないんだけど、
0:37:38	1 メートルがなんか 100 マイクロを超えてもします。だからそこら辺の線量の測定とかですね、そういうのが具体的に計画と実施の段階でどういう計画書に基づいて誰が、
0:37:50	計画を立てて、誰がそのどの課長が実施についての
0:37:57	担保ですね、どうするのかっていうのが、
0:38:01	今のところまだ明確なってないと思うんですよ。
0:38:06	うそそこをもう少しちょっと明確にしてくださいっていう趣旨になります。
0:38:12	パネル 2 周欄です。そう。ちょっと 76 ページ。
0:38:16	説明をさせて、
0:38:19	今多田さんおっしゃった、計画段階、
0:38:27	普通、
0:38:28	上の二つ目のポツの、
0:38:30	中ほどに書いてありますように一時的な管理区域の、
0:38:36	境界の範囲学科後方立ち、
0:38:38	辻関野ここに記載されてる幅広く検討し、いたしまして、
0:38:44	所内の方針書という、
0:38:48	その検討をもとに、実施段階におきましては、その図 5。

0:38:56	手続きでもって、
0:38:58	一時的な管理区域は、範囲と。
0:39:04	ですので、計画段階、
0:39:06	において、今回、議論してる項目をもれなく、
0:39:13	計画していて、
0:39:16	もちろん計画ですので実施後には、報告もある。
0:39:21	んですけれども、そういうふうに、
0:39:24	ということです。
0:39:26	今の回答。
0:39:29	もし修正あればお願いします。
0:39:35	高浜発電所カドイです
0:39:38	今ご説明された通りです。はい。
0:39:43	規制庁のトガサキで、計画のところで、具体化するっていうんであればそれがちゃんとわかるような記載と、あとだから、ただそれただし書きを、
0:39:55	適用するための計画を立てるんであればそれをちゃんと具体的に書いてもらってで、先ほどおっしゃってたようにこの計画の段階ではただし書き適用できるかわかんなくて、その両方のオプション
0:40:08	を考えられてるんだからその両方のオプションがあるということですね、実施段階でどちらかを決めるっていうですね。
0:40:16	嘘そういう高うけ計画と実施の二段階がありますので、
0:40:21	そこら辺の説明ですね。
0:40:24	ていうのを、もう少しちょっと空白地区、
0:40:28	書いてもらいたいと思ってます。
0:40:34	監査で 6 ニシウラ参照しました。
0:40:40	規制庁のトガサキですけどこの結局ですねこの下、下部下部規定でいろいろ書かれる。
0:40:48	ていうのが例えばですね
0:40:51	ペイジーで、
0:40:54	ちょっと僕のところ、ページがですね、言ってないんであれなんですけど、
0:41:03	表、横の表、表で、基準適合、審査基準の
0:41:10	すみません、じゃなくて
0:41:12	保安規定の条文に対して、下部規定でどういうふうに、
0:41:17	担保されるんですかっていうふうに書いてあるところなんですけど。
0:41:25	ちょっとここのちょっと読み方がわかんなかったんですけど、

0:41:30	左が不安規定に書いてあるものですね。で、右側、右の欄の、この社内基準に規定な内容って書いてあるんですけど、
0:41:42	この
0:41:43	上の①とか②書いてあるのは、これはすでに社内規定に記載がある内容を書いてるんですか。
0:41:53	関西電力の河津でございます。①①②の記載のところでございますけども、
0:42:00	この①の記載そのままは社内標準には書かれておりません。
0:42:06	熊田様。
0:42:08	この表の見方ですとまず①は、今回、併用BPO、移動するにあたって、どんなことを原子燃料課長がやるのかっていうのを、
0:42:19	記載させていただいたもので、それは何に基づくのかというところで、その下の破線の下のところですね、原子力発電所、
0:42:27	作業計画の方ですと、原子力発電所補修管理業務要綱のところで、作業計画立てるところが、作業の計画を策定することが決まっておりますので、
0:42:38	その中で策定するといったところを示した表でございます。
0:42:43	規制庁のトガサキミズタ例えば、左 2 の欄で、
0:42:49	100 条の 2 の括弧一位で、
0:42:52	法令に適合する容器に封入し運搬することっていう、保安規定の規定に対して、
0:43:01	下部規定は、
0:43:06	高浜の保守業務所則には担当開設長は、
0:43:13	請負会社から提出された作業計画書等について、
0:43:18	何、承認するっていう記述だけがあって、
0:43:22	ここの上の①に書いてあるような、
0:43:26	施工に基づき、運搬容器に、
0:43:29	運輸学図を収納して、運搬を実施するっていうのは、
0:43:35	作業計画書に書かれるってことなんですか。
0:43:38	はい。その通りでございます。
0:43:41	関西電力の福原です。少し補足しますと、請負会社協力会社さんから提出される作業計画書の内容を
0:43:53	担当課長から室長、まさに今回は原子燃料課長が承認するんですけども、そこの作業計画書に、ちゃんと運搬用容器に収納して運ぶ、運びますよということが書かれてい。
0:44:06	記載させる、すなわち書いてなかったらコメントして書いてもらうように指導するんですけども、その下へ書いてあるということを見てちゃんと承認すると。

0:44:16	いうことが点線より波線より下の、そのルールごとになってまして、その上が①番というのがそれを繋ぎ合わせて読むと今回はこういう行動になりますと。
0:44:29	いうのが全部そういう書き方をしてまして、この後、①②③④でできますけど、この丸番号とワタナベ便宜上の番号ということでいいんですよね。はい。
0:44:40	その下も同じように社内標準所則であったり、社内のルールを抜粋したものが、破線の紙、下に全部出てくるんですけども、
0:44:53	こちらで、例えば下から二つ目ですね(4)番、容器等の適当な箇所に法令に定める標識をつけることって、
0:45:03	いう左側に、のミッションに対しまして、④番原子炉課長若生コイケ標識をつけると、その根拠はっていうと、同じようにこれ、記載がちょっと重複しているものは省略してますけども、
0:45:19	補修業務所則のウエハラー01 の記載の通りっていうこの①っていうのが、先ほどの
0:45:27	①番ですね上から二つ目のところで書いてますと、の時と同じことですというふうに読んでいただければなと思います。
0:45:37	はい規制庁のトガサキです。今のちょっと説明で大アノたかったんですけど、(2)と(3)はもう、今の
0:45:47	放射線管理業務所属にまずバリアの書いてありますけど、
0:45:52	(4)とか(5)とか(6)(7)は、丹羽さんについては、今の下部規定には具体的には書いてなくて、
0:46:02	それは作業計画書に書かれるという、それは請負会社がまず作る作業計画に書いてくるということなんですか。
0:46:13	菅ザイゼン海野カワセです。はい。その通りに、
0:46:17	今、ちょっとそこの読み方は今のお話を聞いて
0:46:21	ちょうど①の記載の通りでどういう意味なのかなと思ったんですけど。
0:46:25	ちょっと素行はもう少し明確に何か
0:46:29	別に省略しなくても、あれですよね同じ。
0:46:32	いいですよね作業計画書等ニイツに定めるとか書いてもらえばいいと思うので、
0:46:38	何で明確になるかっていうのは、
0:46:41	わかると思います。それで、ちょっと先ほどの、放射線管理課長が行うものっていうのは、この次のページの、
0:46:52	100 条の 2 の、
0:46:54	関係ですね
0:46:56	これはだから、
0:46:59	これちょっと久郷のところがよくわからなかったんですけど例えば、

0:47:07	高浜発電所の放射線管理業務所則の 2 編の(2)のこの記述っていうのは、
0:47:15	その他の一時的な管理区域を設定すると書いてるんですけど、これと一時管理区域の設定と同じことなんですか。
0:47:24	いかがですか。西浦です。はい。105 分は
0:47:30	ふう五条の 2－5、
0:47:35	すいませんちょっとここの規制庁のトガサキですけどこの前の文章、絡み読むと、
0:47:43	管理区域の設定基準に該当する場合、
0:47:48	まず読むんですか。
0:47:53	それか人が立ち入れないことから管理区域としていなかった区域に人が立ち入る。
0:48:00	必要が生じた場合、ちょっとこのどこで読むのかっていうのを教えてもらえますか。
0:48:12	関西電力の福原です。この⑧番の放射線管理課長は何とかかんとか何とかするっていう、そういう行動が、破線から下の社内
0:48:26	放射線管理業務所則で、ここで読むんですって我々今日書いているつもりなんですけども、それのどこでどう読めるのかっていうのをもう少し説明してくださいということですよね。
0:48:38	麻生そうですねだからちょっと今の子所則食う、ちょっと読み切れるのかというのがちょっとちょっとわかんなかったんで、
0:48:47	で、またこれもだからさっきと同じように、だからその特別措置が必要なのかどうかっていうのは、今のだから、
0:48:57	下部規定には具体的な記載ってないと思うんですけど、そそれはだから先ほど、さらに下部規定で区分を三つぐらいに分けるとかっていう、
0:49:07	話がありましてねそれを適用するのかもしれないんですけど、すでに規定が書かれているものは、ここで引用してもらっていいと思うんすけど、
0:49:17	書かれてないもので、ここの⑧とかでいろいろ書いてあるものを、そのどの書類で、
0:49:24	担保するのかですね、作業計画書なのか、それとも何か違う、
0:49:30	さっきの図五味にあったような、一時管理区域の設定の、そういう書類なのか、っていうのがちょっと
0:49:40	わからなかったんですねそこをちょっともう少し明確にしてもらいたいと思います。
0:49:51	電力西浦さん、承知しました。
0:49:55	具体的にはどういうそういう規定あるんですか薗田先ほどの、
0:49:59	何か特別措置がいらないその他ただし書きの規定はもうすでにあるってさっき仰っおっしゃってましたね何か。
0:50:07	それはもうそのまま文章がそのまま使えるわけですよね。

0:50:11	なんだけど、今回の運搬、運搬にあたっての、
0:50:16	特別な何かそういうルールみたいなものは、多分そういうものは、
0:50:22	今まではないと思うんですけどそういうものは、
0:50:25	どの規定、どの書類にさ、定めようとしてるのか。
0:50:30	作業、作業計画書ってのは請負業者の人が、
0:50:33	作るものですよね。それを承認するんですよね。でも、放射線の一時管理区域の設定とか特別措置については、さっきの参考 5 にありましたように、放射線管理課長が計画立てて、
0:50:47	戒告立てるんすねで薗田計画書っていうのは、
0:50:50	作業計画書とは多分違うと思うんですよね。
0:50:53	それはだから、どういう名前の書類なのかっていう、
0:50:58	のをちょっと教えてもらいたいと思います。
0:51:01	関西電力、西浦です。
0:51:06	76 ページ、
0:51:12	お話しさせていただきましたその方針書。
0:51:15	ですね。
0:51:16	こちらは
0:51:19	我々の 9m数でいうところの業務決定文書と、
0:51:23	ホデ、
0:51:24	これは
0:51:25	文書記録管理所達によりますその業務に必要なプロセスを策定する場合もしくは新たにプロセス策定が必要になった場合には、
0:51:34	業務決定文書を作成するというものでござい。
0:51:37	ですので、
0:51:39	この方針にはです。
0:51:43	放射線管理課が何をする。
0:51:46	という、結論部分と、
0:51:48	どういったことを記録する。
0:51:51	載せて 1 年の間、社内標準に準じて、
0:51:54	プロセス、
0:51:57	ニイツアノ率の
0:51:59	原燃課長原子燃料課長が合議をし、
0:52:02	所長が承認すると。
0:52:04	そういうプロセス。
0:52:06	その結果を、また、
0:52:08	放射線管理課長はまとめると。

0:52:10	いうことになる
0:52:13	規制庁のトガサキです今のお答えその参考 2 の、
0:52:18	下の注釈 2 の、
0:52:22	加工機の業務決定文書っていう、
0:52:26	ところで説明されたと思うんですけど。
0:52:29	そういうな放射線管理課長が計画を立てるときに、
0:52:33	この作る計画っていうのはこの業務決定文書という、
0:52:38	ふうに位置付けられているということでよろしいんですか。
0:52:42	関西電力、ニシウラつあ、そうでござい
0:52:45	はい。わかりました。規制庁の高崎です。
0:52:48	それで、
0:52:49	だからそこの業務決定文章に書かれる内容っていうのは、いろんな内容があると思うんですけど、例えばその次の
0:53:00	ページの公図ずれず一経路図とか、
0:53:04	あと小杉の紙、シャクトリムシみたいにどんどん設定するとかですね。
0:53:09	その次のページの、
0:53:11	各館課長の役割とかですね。
0:53:15	あと最後の図、次の、
0:53:18	図 3 の、いろいろルールがありますね。
0:53:22	ルールとか手順とか、
0:53:24	配置とか、
0:53:26	こういうのはもう計画の段階でさっきの、
0:53:29	業務決定文書で全部規定されるというふうに考えてよろしいんですか。
0:53:34	プロジェネリックニシウラです。
0:53:39	ちょっとそこと、さっき作業を請負業者が作る作業計画書との関係がちょっとわかんなかったんですけど、だから、
0:53:48	スズキん放射線管理課長のK架空が先にあってそれから、
0:53:53	うそ作業請負業者の、
0:53:57	そういう作業計画書が出てくるのか、あって、多くができるのかそれとも逆なのかですね。
0:54:04	どっちにどれが、
0:54:07	どの範囲がかかるのか。
0:54:10	ていう、あと最後はさっきの図 5 で実施の時は図 5 ですよね。
0:54:15	図 5 の、
0:54:17	やつは今フォーマット見るとすごいシンプルなんですけど、それに何かどんどん図面が添付されるのかちょっとわかんないんですけど。
0:54:24	ちょっとそこの下の関係がわかんないんですけど。

0:54:32	ドアの飾りナカニシやつすいませんタカマツ燃取から何か、
0:54:37	今ご質問、
0:54:41	サイトウありますですかね。
0:54:46	高浜発電所のカドイでございます。明確なそのどっち業務決定文書が先なのか作業計画書が先なのかというのはちょっと明確に定めはないんですけれども、
0:54:57	当然放射線安全上を実施しなければいけない措置ということについては、事前に放射線管理課と原審医療課の間で連携協議をした上で決定していきますので、
0:55:12	それがそれぞれの文書に反映されていくということになりますんで、先ほどの
0:55:20	別に書いてあるようシキイはですね、
0:55:25	これは下部規定に定めてるの式ですけれども、
0:55:29	これは計画を作った後に、手続きとして、一時的な管理区域を設定するときに、上申するものになってまして、非常に先ほど
0:55:43	おっしゃられた通り、図面等をつけて、どういった形で、一時的な管理区域を設定するのかと。
0:55:49	そういったところについては、転校した上で、承認を受けるということになります。
0:56:01	ちょっと、大体流れとかどどの計画書に何が書かれるかっていうのが、
0:56:07	大体イメージがついたんですけど。
0:56:09	ちょっとそこら辺がですね書類をちょっと読んでるだけだと。
0:56:15	ちょっとわかりづらいんですよね。だからそこをもう少し、ちょっと今ご説明されたようなことを、
0:56:23	ちょっとつつ、関連づけた、
0:56:27	技術を追加とかしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。
0:56:32	赤田電力ニシウラつ承知ました。
0:56:37	はい、関西電力の福原ですもう少しだけ補足させていただきますと協力会社さんから提出されます作業計画書っていうものは、この放射線管理被ばく管理だけではなくて、
0:56:51	そもそもその安全上の話であったりとか具体的な方法ですかね、そういう手順の部分も定めたものになってきますと、
0:57:01	いうところが作業計画書でそちらについては、所管工事の所管課長である原子燃料課長が承認するといったところと、あと、それとは別に放射線管理っていう世界、
0:57:14	のところの管理のための計画書が必要になってきますので、そちらについては、放射線管理課長が
0:57:23	計画立てるというのが大きな枠組みとしてはそういう理解。
0:57:29	かなと。

0:57:30	その換算カニシウラちょっと訂正がございまして、
0:57:36	各課市長は、作業計画ですね先ほどから、
0:57:41	保守、要するに工事を達成するための、
0:57:43	計画と、あと荒。
0:57:46	車線被ばく軽減、
0:57:48	計画、
0:57:50	これは能勢ある、ある意味セット。
0:57:53	それは、
0:57:54	資料ですよね。はい。
0:57:57	86 ページのですね最終段落んと、
0:58:01	ご確認いただければ、
0:58:05	参考 3 失礼しました、参考 5 です。
0:58:08	選考後ですね。
0:58:10	参考 5 の、
0:58:14	一番最後、
0:58:18	この作業にあたっては下の下水道課長が作業内容に応じて放射線作業計画を立案するとともに、これらの放射線管理課長が承認を、
0:58:30	いうことで荒ソネアノへ、線量低減に努めると。
0:58:36	いうことで、もちろん作業の計画ありきですけれども、作業の計画、
0:58:42	とともに放射線管理面での計画も、
0:58:47	立案して
0:58:50	それで、
0:58:51	7、
0:58:53	参考 2 の方はですね。
0:58:56	これ
0:58:57	先ほどのありましたように
0:59:00	今回、
0:59:03	業務室のプロセス、
0:59:05	新しいプロセスということで、必要に
0:59:09	必要な内容という件は検討幅広にして、
0:59:12	放射線管理課が実施する項目を、
0:59:16	幅広く検討して、承認を得るというものでございます。そういう意味では三つ。
0:59:23	あそこのですね、ちょっと
0:59:28	状況がだんだんわかってきたんですけど、

0:59:31	多分いろんな、だから、純度の順番かわかんないんですけどまずだから、放射線科管理課長が計画を立てて、その時、
0:59:41	技師の燃料課長のアノアベずに見てもらって、それで所長に、
0:59:48	諮って決まるわけですよね。その過程で、もう、請負業者から蔬菜作業かかんアノ計画書が出てきてるんだ、あれは、
1:00:00	それを反映した形で計画立てられると思うんですけど、
1:00:05	計画の段階ではまだそれは出てきてなくて、計画に基づいて、発注をして、そそれから作業計画書が出てるんだったら、
1:00:17	ちょっと順番だけずつ逆になると思うんで、今度それに従ってちょっと実施をしますよね。実施の時に、またこの図 5 の、
1:00:27	1 時管理区域の設定下階所の、
1:00:29	手続きを放射線管理課長がやって、その時に多分、添付書書類で具体的な計画がつくと思うんですけど、で、
1:00:39	実施できますとなったときに、先ほど言われた、
1:00:43	原子燃料課長がハラなの、あれですね、考えで、ちゃんと適切な措置になるのかというのを確認してからやられるっていうですね、
1:00:54	3 段階とか、何段階かわかんないんすけどそういう段階LLと思うんすよ。で、どの段階で誰が何、どういう計画書とかどういうて、作業所を作って、
1:01:07	そこにはどういうことが書かれて、どの段階でそれをそれが決定されて、選択されて実行されるのかっていうのが、
1:01:19	ちょっとわかりにくいんですよねいろんなウダ断面があったり、いろんな関係者がいたり、
1:01:26	あと、
1:01:28	もう全部ルールに基づいてやるっていうんだったらいいんですけど、その一番心配なのは、ただし書きの適用が本当妥当なのかというところなんですね普通の機器規定を読んでいくと、
1:01:40	管理区域の中であれば、1 ミリはもう超えてしまう可能性があるわけですけどから、そこはもう特別措置でやりますというようなのが普通だと思うんですけど。
1:01:50	でも、が運搬のときにはそれはやりませんということなんで、じゃあ何でやらなくていいんですかっていうのが、でもそれはまだ決まってません今後計画しますというふうに、
1:02:02	書いてるんでその基準適合性のところを、
1:02:05	どういうふうに我々判断すればいいかというのが、
1:02:09	ちょっと明確ではないのでそこをもう 5、具体的にルールが決まってるんだったらそれをちゃんと教えてもらいたいという、
1:02:17	その趣旨にあります。
1:02:23	出されている郡司白須は、一連のご指摘整理させて、

1:02:32	関西電力のフクハラでちょっと整理するイメージなんですけど、今書類が三つありますという話を差し上げましたけども、その書類が時系列でいうとどういう順番で作られるものかとかで、
1:02:48	誰かをもとにして何か作られる何を、その書類に順番ごとがあるんであれば、これが 1 個できてそれを元に何か作りますとかホデじゃ書く内容については、どういう守備範囲のことをそこに書くことになっているのかとかっていうことが、
1:03:02	わかるようなものを、ちょっとまあまあ使いの方がいいのかなっていう気もしますけども、そういうイメージがつかめるようなものをご用意するのかなと今考えてるんですけども、そんなイメージでよろしいですか。
1:03:15	ちょっと瀬谷だから、
1:03:19	関連がそのせ、説明したことを伝わる言えばいいと思う。いずれにしても今の参考 1 に、参考の資料とか、
1:03:29	のを、この情報だけで我々がどういうことをやろうとしてるのかっていうのを確認するためには今みたいな、ご説明がないと、
1:03:42	相当読み込めばわかるかもしれないんですけど、なかなかわかりにくいんで観点が貯油やろうとしてることを、
1:03:53	紙資料でわかるようにしていただきたいと思い、
1:04:07	高浜発電所 3 すみません私御所、先ほどご説明したいですね。
1:04:13	修正等あれば、
1:04:16	認識違いとか、私の認識違うかと思いますので、
1:04:20	いかがでしょうか。
1:04:25	タカマツでしょうカドイですけれども、特に応援でございません。はい。
1:04:30	あります。
1:05:03	すいませんじゃ、適合性の話で、次の、
1:05:09	話に、
1:05:10	きますね。
1:05:11	同じく 9 号の適合性の説明をしていただいてる資料の中の、456 がOKとして 7 ポツ、
1:05:21	管理区域から物品または核燃料物質等の搬出及び運搬する際に講ずべき措置。
1:05:29	事故が定められていること。
1:05:30	この説明なんですけれども、ちょっとこれ具体的には、
1:05:36	これ物品括弧車両等を移動する。
1:05:39	このBP運搬作業においてですね。
1:05:43	物品を移動するっていう話をしていますが、
1:05:47	これって管理区域外に行くんでしたっけこの作業の中で、

1:06:00	えっと、イメージ的にはその作業終わった後に車両を引き上げていくっていうイメージなのかなと思っていますが、ちょっと書き方た的にちょっとどっちでも取れるさ、その作業、作業中作業の工程において、
1:06:13	燃取建屋から出ていっちゃいますよ。
1:06:16	見えるであくまでもこれ位。
1:06:19	イントラ建屋から出てくるって一時的な設定した管理区域なんで、これ管理区域じゃないのかなとは思っているんですがちょっとここを確認させていただければと思ってます。
1:06:29	関西電力、西浦です。
1:06:33	この 116 条。
1:06:36	がですね、
1:06:39	条文の名称は管理区域外等への搬送病院パートナー。
1:06:46	課室長が、
1:06:48	管理区域外に搬出する物品または、
1:06:52	管理区域内で汚染の恐れのない管理区域に移動する物品の、
1:06:57	ていう、または後半の方ですね。
1:07:01	こちらに、
1:07:03	該当するものが、
1:07:05	この
1:07:06	車両透過トレーラー
1:07:08	がですね、一旦燃料取扱建屋っていう、それの恐れ、汚染の恐れのあるところに、
1:07:15	入れたものを、
1:07:17	A、BPを乗せた後、出る。
1:07:20	出るときはそこは汚染の恐れのない管理。
1:07:24	この 116 条に基づきまして、
1:07:28	管理する。
1:07:30	いう規定が、
1:07:34	はい、1 規制庁ミヤジマです。
1:07:36	そうですね 116 条の記載だとまたはとして、
1:07:41	ある区域からない区域に、
1:07:43	出しますと、そういうところの規定も定められていますけれども、
1:07:47	わかりました。
1:07:50	この場合眼Ⅱの要求事項があくまでもその管理区域から、
1:07:56	搬出する。
1:08:00	これそうなるとあと 116 条ってこれどこに関連付けるの。
1:08:05	と。

1:08:06	これは、
1:08:08	11 号、9 ポツの汚染拡大防止のための措置になるのかなあ。
1:08:14	これの整理がちょっと今、
1:08:16	読んでてちょっと難しいなと思ったん。
1:08:18	確認させていただいたんですけれども、
1:08:21	この
1:08:22	例えば管理区域汚染の恐れのある管理区域から汚染のセル内管理区域に、
1:08:28	物品を移動する際って、
1:08:32	保安規定のこの審査基準上、
1:08:35	は、この 9 ポツ、9 号の 7 ポツもしくは、11 号の 9 ポツ、
1:08:43	ていうふうに二つかかっているっていう整理、あとはあれか。
1:08:49	11 号の 5 ポツですね。
1:08:51	ポツと 6 ポツか。
1:08:54	にかかっているっていう整理なんで、おそらく、
1:08:58	これは、
1:08:59	この 9 号の 7 ポツ、
1:09:02	でのこの御説明よりも、11 号の甲骨の説明の方が適切なんじゃないかなと思うん
1:09:09	ここの 7 ポツに、この説明を加えた理由、何かありますか。
1:09:26	外にも、管理区域の外に、
1:09:41	各科勢力にしろサノカトウさんすいませんこれ例えばこういう
1:09:47	ことかなと思うんすけど、
1:09:51	を観光で
1:09:53	最後、BPOをおろして、
1:09:57	1、
1:09:57	それして 1 に置いた後に、
1:10:00	今度は陸から外出るときに、
1:10:02	管理区域から外っていうことそういった場合に適用、
1:10:08	するのが、
1:10:10	9 号、
1:10:12	審査基準 9 号の 7 項、
1:10:16	いかがでしょうか。
1:10:20	すいません
1:10:22	私もちょっと違いがちょっとわかんなかったんすけど 9 号の 7、

1:10:28	ていうのはさっき宮嶋が言ったように管理区域から物品または確認物等の搬出をする場合の規定なんですけど、今回は、
1:10:38	まず、確認の物等の中に入ると思うんですけど、減容バーナブルポイズンは、貯蔵建屋の管理区域から1時管理区域を経由して、
1:10:49	BS上観光の管理区域の中に移動するので、管理区域の外には出ないわけですよね。
1:10:56	だから、ここはバーナブルポイズンは関係ないんですけど、物品の車両等は関係ありますとか書いてあるんで、
1:11:03	それが、
1:11:05	ちょうど
1:11:06	貯蔵建屋から1時管理区域、2、出るときにはまだ管理区域の中なんですけど、
1:11:13	その車が、管理区域外に出るときっていうのは、バーナブルポイズンがBSE保管庫に入ってから、
1:11:24	1時管理区域を乗せて解除して、
1:11:27	したときに、車とかが管理区域の外に出る。
1:11:32	じゃないかと思ったんですけど、
1:11:34	そそれをアノか、書かれてるっていう理解でよろしいんですか。
1:11:39	今その所掌を建屋から出たら、もう管理区域外に、
1:11:45	移動したっていうふうになんか読めるんですけど。
1:11:48	所長建屋が出た時点ではまだであれですよね一時管理区域の中なんですよね。
1:11:54	関西電力の石松です。すいません。先ほどの私の発言をちょっと、ちょっと間違い。
1:12:01	穂積さん。
1:12:02	そもそも汚染の恐れのない管理区域ですよね。
1:12:07	ええ。
1:12:10	その規定上のところでそれはもう1個の11号の、
1:12:15	5ポツですか。
1:12:17	そこに規定が規定があるんで、
1:12:22	関西電力藤原です。すいませんちょっと再度社内で整理しますけども今話しているのが9号の
1:12:31	7項と、11号の
1:12:34	ゴコウというところで、先ほど、
1:12:37	ニシウラの方が話したのは汚染、
1:12:40	現用BPの運搬に関して、燃料取扱建屋、管理区域外から汚染の恐れのないところに、ここ建屋外のところに持っていく。
1:12:51	いうのは

1:12:52	ゴコウの方で整備されるというところで、一方でこの 9 号の 7 個の方に関しましてはちょっとごめんなさい記載が正しくないかもしれないちょっと
1:13:04	SG
1:13:05	こっから遮へい建屋の方に持っていく際には一時的な管理区域設定しないというところもあるかと思いますのでちょっとその辺の記載かもしれないちょっと。
1:13:17	確認だけさせてもらってごめんなさいちょっとこの記載ぶりがちょっと間違ってる可能性がありますというところで、
1:13:24	はい。ていうところで管理区域内から管理区域外の方に持っていくというところの車両を使うというところですのでこちらの方をちょっと、該当するかなというちょっと再度整理させていただいてよろしいでしょうか。
1:13:36	はい。規制庁宮嶋ですこれはい。再度整理いただければと思います。また、すみません 9 号の 10 次 10、
1:13:46	10 ポツいきます。これ役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び遵守させる措置。
1:13:56	これって今、馬場飛田って間、変更みなし関係なしで出してますけど、これ関係あるんじゃないかなと思ってるんですけどいかがでしょうか。
1:14:06	運搬する。
1:14:08	協力会社さん。
1:14:10	に、
1:14:11	放射線防護上の措置っていうのは適用するのかなと思うので、
1:14:16	これ関係するんじゃないかなという感覚があるんですが、
1:14:24	関西電力西浦です。
1:14:29	そうですね 118 条、見てますと以下の実行を定めていく。
1:14:37	管理区域、出入者の遵守事項。
1:14:44	から、
1:14:45	線量評価の項目及び頻度に関すること。
1:14:48	床壁との温泉。
1:14:50	発見時の措置ということで
1:14:54	請負先に守っていただく、
1:14:57	あとは、ゴコウジンノナカでも提示いたしますので、はい。
1:15:04	変更後、
1:15:05	ないかと思いますけれども、
1:15:07	今回、
1:15:09	適用と
1:15:16	についても適切に、
1:15:18	変更はないという結びで書いていただければわかりやすいかなと思っています。

1:15:23	パネル分ニシウラつ承知いたしました。
1:15:27	衛藤規制庁ミヤジマです。続きまして、11 号の方に行きますね。11 号は、ところちょっと気になったのは、4 ポツですね、4 ポツの管理区域及び周辺監視区域境界における線量当量率等の測定に関する事項。
1:15:44	これちょっとどっちも取れるかなと僕は思っているんですが、これ本当に
1:15:51	変更はないけど、関係あるっていうふうな整理もできるのかなと思っています。
1:15:59	管理区域境界、
1:16:01	一応人だって多分放射線管理課の人が、いろいろ測定をして、記録もして、
1:16:08	評価をしてっていう、
1:16:10	一連の流れがあるのかなと思ってるのでこれについても変更はないけれども関係するよという記載ってできますでしょうか。
1:16:21	すいませんカドイ課長これ、114 条と、今回の件で何か
1:16:29	ありますかね。ええ。
1:16:34	ポーター打つ前ションを数えてございます。一時的と安全の管理区域を設定することになりますので、この測定等についてはどのように測定するかというのは、
1:16:49	決めないといけないですし、適用になった、該当するということでよろしいかなと思います。はい。
1:16:57	はい、じゃあ規制庁ミヤジマですありがとうございました。それではこれも変更ないけれども従前の従来規定している方針に変更はないけれども、
1:17:07	これで大丈夫ですよという説明になろうかなと思います。
1:17:12	で、江藤都築まして 11 号交通のところなんですけれども、さっきもちょっと折に、ちょっと触れたんですけれども、これ、菅。
1:17:24	それのある区域からない区域に物を、
1:17:29	物品または確認の物質を移動する際の講ずべき措置なんで、
1:17:34	と、これは、
1:17:36	物品を移動する、この一番右の変更云々のところでは、当該条文の 1、1 項の物品を移動する際に講ずべき事項に基づき運用する。
1:17:46	でありますがこれは核燃料物質等も入るんじゃないかなと思う。
1:17:53	多分、
1:17:54	BP運搬容器、
1:17:56	BPそのものって確認の物質等じゃないかな。
1:18:00	定期的には、
1:18:03	失礼し、
1:18:06	これがですね

1:18:08	116 条 2 項、
1:18:11	いいですね。
1:18:14	各燃料物質等で括弧、
1:18:17	でですね、
1:18:18	100 条の 2 に定めるものを除く。
1:18:22	という、こちらを読ましていただきますと、この 100 条の 2 っていうのは放射性固体廃棄物、
1:18:29	でございますので、
1:18:31	どこ、この 2 個。
1:18:33	定義といいますか
1:18:35	加来脇。
1:18:41	はい、えっと、
1:18:43	ミヤジマですのでこの前物品だけっていうか、
1:18:46	うん。
1:18:49	例えば核燃料物質に汚染されたものじゃないですか。
1:18:52	それは核燃料物質等に入るけれども、今回 1 点。
1:18:55	除外されてるか、放射線固体廃棄物からそれ除外されて、残るものはその運搬のときに使う車両だったり、
1:19:03	固定金具だった
1:19:05	ですよという
1:19:07	私は、
1:19:09	規制庁のトガサキアノ保安器でそういう整理になってるかもしんないんですけど、この記事基準は、
1:19:15	物品または確認のベスト。
1:19:18	てなってるので、
1:19:19	核燃料物等はその 100 条。
1:19:22	いいですか、にカバーされてるんであればそちら該当すると思うんですけど。
1:19:27	いかがですか。
1:19:29	ここはだからその 116 条しか書いてないので、
1:19:34	100 条の 2、
1:19:35	もう、
1:19:37	100 条の 2 で核燃料物質をカバーして、
1:19:41	116 条で物品カバーするっていう
1:19:44	関西電力藤原です。先ほど高崎さんのご指摘は 11 号のゴコウは 116 だけがひもづけられてるけども正確には 100 条の 2 も紐付けられるのではないかというところの整理、

1:19:57	ちょっと再度整理その通りだと思いますのでちょっと帯磁率確認してちょっと
1:20:01	適切に修正させていただきたいと思います。すいません。
1:20:06	はい。
1:20:07	規制庁宮嶋です。はい。この辺りの整理もお願いします。
1:20:18	じゃ次行きますね。同じく 11 号なんですけれどもこの 9 ポツ、先ほどもちょっと触れたんですが、汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置、
1:20:29	そしてこれ結構バスケットクローズ的に 105 条の 2 だったり、160190113 条 116 条と添付 3。
1:20:39	を書いてもらってるんですか。
1:20:42	これ、
1:20:43	は、
1:20:44	一応何かバスケットクローズ的にこれは入れているんですが例えば 100、
1:20:50	5 条の 2 とかだったら、9 号の 1 ポツで、メインを見ていてその他記載の内容についてこの 9 ポツでかかるから、
1:20:59	ここに記載してもらってる、116 条とかについても同じくという整理でよろしいです。
1:21:09	多分メインで見なきゃいけないところってのは個別条文で見てるっていう、はい。家族一緒です。はい。
1:21:15	おっしゃる通り、
1:21:18	まあまあバス、
1:21:23	衛藤。
1:21:27	あとは、すみません、また引き続き、今度 100、100 じゃない。
1:21:34	100 条の 2 関連、92 条の 14 号の方ですね、14 号の
1:21:40	基準の適合性の話になりますが、これはもう、例えば 1 ポツはありとして整理していただいておりますこれははい、衛藤、この変更の内容については、詳細に審査をさせていただく。
1:21:56	まず、
1:21:57	2 ポツって何か。
1:22:01	形はあるんですがこれって駅配の話をしている。
1:22:08	先ほど工場または、
1:22:10	事業所の外への、
1:22:13	は、江藤にポツは外運搬じゃないから、関係ないと。
1:22:18	本件は該当しないと。
1:22:19	記載している。
1:22:24	重ねて国就労

1:22:25	所内で、ちょうど保管いたします。
1:22:29	外への配給
1:22:32	と 3 ポツも同じく、
1:22:34	衛藤。
1:22:36	内部運搬なのでこれは、
1:22:43	4、
1:22:45	すご交通は駅廃棄廃の話なので大丈夫。
1:22:50	6 ポツ 7%の
1:22:53	関係ないです。
1:22:54	14 号の整理はこれで結構
1:22:58	はい。
1:22:59	すいませんでは、結構いろいろと詳細お話いただきましたが、
1:23:04	この資料 2－1 の、
1:23:06	保安規定の説明、審査基準要求事項に関する記載方針について私からは以上
1:23:14	あと、あれですね、
1:23:17	CIRの江藤適合保安規定へと美浜のCIRの運搬貯蔵時の時の、
1:23:24	責任の所在と、その記載をありがとうございましたあれは、
1:23:29	しっかりと責任、あれで読めるのかなと思ってるんで私もこれは結構かなと考えています。はい。
1:23:36	私からは、全体的には以上ですが、何か規制庁側からありますか。
1:23:42	結構アノミヤマアベ。
1:23:44	十分、
1:23:58	はい。江藤すみません規制庁がわからない。なければ、この資料の 2－1 についての記載及び再整理してくださいといったところへといろいろ上げ、
1:24:08	ましたので、これで審査基準への適合について関連しないところについての整理というところを、また、
1:24:17	何点か、
1:24:19	お願いします。
1:24:21	というところで、
1:24:22	ヒアリングは終了させていただいてよろしいですか。
1:24:25	関西電力さんから。
1:24:27	都築。
1:24:32	はい、関西電力、
1:24:35	内容か説明させて確認したいと思います。
1:24:40	おっきく。

1:24:42	二つ、しちょっと読み上げてもらえない。まず一つ目は資料 2－1 の、今回の
1:24:48	該当有無を、ちょっと精査、詳細に記載した保安規定審査基準の要求事項に対する変更条文の前のところなんですけども、
1:24:57	また関西電力の方で、整理の方を見直しまして、記載のほうを適正化させていただく。
1:25:04	というのがコメント一つ目と考えております。
1:25:09	はい。続いて補足説明資料参考に 76 関連だったり、参考 5 のところなんですけども、こちら、1 時間陸域の業務。
1:25:20	計画家であったり、実際に、原燃課長が作業計画でまた
1:25:27	放射線作業計画と、いろいろな計画が、この資料中出てきておりますがそれを一つまとめる、ちょっと業務フロー的なものを作成させていただこうと思います。
1:25:37	さらにその中で参考 5 にあった特別な措置を次、
1:25:43	特別の措置を実施しない。
1:25:45	理由についてもそこに明記させていただいて、網羅的な業務フローを作成させていただこうと思います。
1:25:52	大きくは、この
1:25:54	二つと考えており、あと、
1:25:58	参考 3 ですね、表 1 の方。
1:26:01	ただいま、
1:26:02	平井。
1:26:03	右の方に、例えば(4)容器等の
1:26:07	適当な法令定める標識をつけることで今、所則のところ①の記載の通りとちょっと省略さして、
1:26:13	いただいておりますがここをちょっと明確に同様の文章、社内標準記載させていただこうと思います。
1:26:20	以上三つが、
1:26:22	そうですね、三つがコメントと考えております。
1:26:26	認識よろしいでしょうか。
1:26:28	はい。間違いないかと。
1:26:30	最低先ほどの表表の、
1:26:34	最後の 100 条の 2 の放射線管理課長のあれですね
1:26:41	部分も、このすでに
1:26:46	存在する、下部規定でカバーされるのか。
1:26:50	ていうのをちょっと確認していただいて、もし、他のか規定があるんだったらそういうのを出していただきたいと思います
1:26:57	あと、多分こちらさ、先ほどの実施。

1:27:02	業務計画でしたっけ。
1:27:03	チラーの。
1:27:05	うんす決定文書ですかそれで具体化されると思いますので、
1:27:10	その追記も必要なんじゃないかなと思います。以上です。
1:27:14	承知いたしました。
1:27:19	はい、全体通して規制庁側。
1:27:23	もうないですかね。
1:27:24	関西電力さん全体として、
1:27:26	大丈夫。
1:27:28	はい。
1:27:30	事業本部さんでしたり発電所の方も大丈夫でしょうか。
1:27:36	はい、原子力事業本部長ございません。ありがとうございます。
1:27:41	佐々赤松理事も特にございません。
1:27:44	はい、ありがとうございました。それでは本日の高浜発電所原子炉施設保安規定に係る審査
1:27:52	ヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。